

三重県内の中小企業者等の事業継続を支援します！

# 三重県地域経済応援支援金(8・9月分)

令和3年8月の三重県まん延防止等重点措置および三重県緊急事態宣言発出に伴う飲食店の休業・時短営業、外出自粛等の要請に伴い、厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

※8月以降の休業・時短要請にかかる三重県飲食店時短要請等協力金や三重県大規模集客施設時短要請等協力金の対象者は除きます。

## 1 対象事業者

三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業等であること

<飲食関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
①飲食店休業・時短	飲食店 結婚式場	食品加工・製造 食器・調理器具 清掃 廃棄物処理 広告業 設備工事業 卸 仲卸 問屋 貨物運送 農業 漁業 生花店 司会業 接客派遣 ソフトウェア業 等
②酒類提供停止	飲食店(居酒屋・スナック等) 結婚式場 等	酒類販売(小売・卸) 酒類製造 運転代行業 接客派遣 生花店 等
③カラオケ利用自粛	飲食店(カラオケ喫茶・スナック等) 結婚式場 カラオケボックス ネットカフェ 等	カラオケリース カラオケ設備業 司会業 イベント出演者 等

<外出自粛等関連事業者>

主な要請	直接影響	間接影響
④外出・移動自粛	飲食店(食堂 喫茶店 屋台 テイクアウト店等) 宿泊業 タクシー・バス レンタカー ガソリンスタンド 土産物店 映画館 カラオケ店 雑貨店 アパレル 旅行者 観光業者 生活関連サービス業(理美容 エステ スポーツジム 学習塾 冠婚葬祭 クリーニング 銭湯等) アウトドア業(キャンプ場 ゴルフ場 遊渡船業) 等	食品・加工製造 清掃 タクシードライバー バスガイド イベント出演業 卸 仲卸 貨物運送 広告業 ソフトウェア業 アウトドア用品販売 等
⑤イベント自粛	キッチンカー イベント業 広告 イベント出演 等	ソフトウェア レンタル業 等

## 2 主な支給要件

令和3年8月、9月、それぞれの売上が、前年又は前々年同期比で**30%以上減少**していること ※ただし、時短要請等協力金、酒類販売事業者等支援金との併給は不可。

50%以上売上が減少している事業者は、国の「月次支援金」を併せて利用できます。

「月次支援金」ホームページ：[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)

「月次支援金」申請相談窓口 TEL:0120-211-240

## 3 対象月および支給金額

令和3年**8月、9月**、それぞれの月において、1事業者あたり、各月の売上減少額から国の月次支援金の給付額を控除した(※)金額を、以下を上限に支給

売上減少率	30%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上
中小法人等	10万円	20万円	30万円
個人事業者等	5万円	10万円	15万円

(※)売上減少率が50%以上で国の月次支援金の給付を受けた場合

## 4 申請受付

令和3年**10月1日(金)**から**12月15日(水)**(消印有効) ※郵送のみ  
〒514-8799 津中央郵便局留 三重県地域経済応援支援金 事務局 宛

※ 封筒オモテ面に「申請書在中」とご記載ください

※支援金に関するお問い合わせ先は、裏面をご参照ください。

## 5 申請に必要な書類

- 三重県HPに掲載している申請要項を必ず熟読のうえ、必要書類を整え提出してください
- 申請には、申請要項に定める申請書、誓約書等のほかに、次の書類が必要です

<A類型>:主として個人顧客に直接、商品・サービスを提供している事業者

<B類型>:主として事業者と直接又は間接的に取引を行っている事業者

詳しくは、  
申請要項を  
ご確認ください

① 売上台帳等 <共通>	令和3年8月、9月の売上額のわかる売上台帳等の写し
② 確定申告書の写し <共通>	令和元年分および令和2年分の「法人税の申告書(別表一)」「法人事業概況説明書」(法人)、「所得税の申告書B(第一表)」「所得税青色申告決算書(1, 2ページ)」(個人)の写し
③ 店舗又は事業所等の写真 <A類型のみ>	営業実態が確認できる、外観・内観写真
④ 本人確認ができる書類又は 履歴事項全部証明書 <共通>	運転免許証の写しなど顔写真付きのもの(個人) 履歴事項全部証明書(法人) 等
⑤ 通帳の写し <共通>	通帳のオモテ面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページ

<B類型のみ> 提出する必要はありませんが、三重県等による要請の影響を受けた事業者と継続的な取引関係があることを示す帳簿書類、通帳等を【保存書類】として電磁的記録等により7年間保存する必要があります。

※ このほかにも申請書類が追加で必要な場合がありますので、  
申請の際には必ず三重県HPの申請要項をご確認ください

## 6 申請要項等の入手方法

次のいずれかの方法で入手してください

### ① 三重県庁のホームページからダウンロード

([https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027\\_00024.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/p0016400027_00024.htm))

三重県 地域経済 支援金

検索



### ② 郵送にて請求(請求先)

〒514-8799

津中央郵便局留

三重県地域経済応援支援金 事務局 宛 ※ 12月8日(水)到着分まで

※ 封筒オモテ面に「申請書請求」とご記載ください

※ 返信先を記入し、390円分の切手を貼り付けた返信用封筒(角型2号)を同封してください

※ 料金が不足する場合、返信できませんので、ご注意ください

## 7 三重県地域経済応援支援金 相談窓口

本支援金に関するご質問等は、次の相談窓口にお問い合わせください

電話番号: 059-224-2838

受付時間: 9時から17時

開設期間: 9月3日(金)~12月24日(金) ※土日祝を除く